

平成八年六月一日発行（毎月一日一回発行）

經濟論叢

第 157 卷 第 5・6 号

會計的認識と實現概念の拡張問題……………藤井秀樹	1
ドイツ排水課徴金制度の經濟分析……………諸富徹	16
多国籍企業と資本の集積・集中の現段階……………有賀敏之	35
公害健康被害補償制度成立過程の 政治經濟分析……………松野裕	51
米国輸出入銀行の途上國經濟 インフラストラクチュア整備支援政策の展開……………中西泰造	71
〈研究ノート〉	
内田義彦とイギリス思想史研究……………田中秀夫	89

平成 8 年 5・6 月

京都大學經濟學會

米国輸出入銀行の途上国経済 インフラストラクチュア整備支援政策の展開

中 西 泰 造

I はじめに

世界銀行が1994年度の『世界開発報告—開発とインフラストラクチュア』で明らかにしているように、多国籍企業の生産活動の拡大にともなって発展途上国の経済インフラストラクチュア（経済インフラ）整備は開発政策の中心課題になっている¹⁾。発展途上国の経済インフラの整備水準の低さは多国籍企業の生産活動にとって制約要因となっており、その早急な整備が求められている。

今日のアメリカ対外援助政策は1973年対外援助法等に定められた「新路線（New Direction）」を基調とする。同政策は援助対象国を低所得国に特定し、かつ援助プログラムを貧困者の基本的な生活欲求（Basic Human Needs）の充足への限定、これを内容とする²⁾。アメリカは1960年代においては途上国の経済インフラ整備支援を政府開発援助で行ってきたが、「新路線」以後この支援を政府開発援助ではなく（表1を参照）、もっぱら公的輸出信用によって行うようになった³⁾。

1) 世界銀行は1994年度の『世界開発報告』で次のように述べている。「途上国がより密接に世界経済に統合されてくるにつれてインフラストラクチュアは新たな需要に適応しなければならない。インフラストラクチュアはもはや経済生活の灰色の背景——地下の忘れられた存在——ではない。インフラストラクチュアは、開発におけるフロントであり中心である」（World Bank, *World Development Report 1994, Infrastructure for Development*, Washington, D. C.: Oxford Univ. Press, 1994, p. 12. 邦訳，世界銀行『世界開発報告1994，開発とインフラストラクチュア』イースタン・ブック・サーヴィス，1994年，11ページ）。

2) 川口 融『アメリカの対外援助政策』アジア経済研究所，1980年，100ページ。

3) アメリカがODAで経済インフラ整備を行っていないこと，およびその経緯については，以ノ

表1 主要先進国の二国間ODAに占める
経済インフラストラクチャのシェア

(単位: %)

	1975-1976	1989	1990	1991	1992
アメリカ	2.3	4.7	2.8	3.5	n.a.
日本	36.6	31.7	31.5	40.6	27.3
ドイツ	17.7	25.8	22.8	23.8	13.3
イギリス	3.4	22.7	24.1	29.8	n.a.
フランス	13.0	21.2	16.9	15.7	12.3
DAC平均	10.2	19.1	14.6	n.a.	20.6

(注) 「1975, 1976」は両年度の平均。

(原出所) DAC統計。

(出所) 外務省『わが国の政府開発援助』各年度, および通産省『経済協力の現状と問題点 1993年版』, 84ページより作成。

公的輸出信用の供与主体は米国輸出入銀行 (The Export-Import Bank of the United States, USEXIM, 米国輸銀) である。米国輸銀は公的輸出信用 (融資) の供与と米国民間銀行の輸出信用供与に対する融資保証, および貿易保険の引受によってプラントなどの資本財輸出の支持を行っている。このため途上国の経済インフラ整備支援をめぐる米国輸銀の役割を分析することはアメリカの途上国開発政策の性格を明らかにする上で不可欠の課題であると私は考えている。

そこで本稿では1970年代以降の米国輸銀の活動内容を分析したい。まずⅡで米国輸銀の与信活動の意義と時期ごとの特徴をあきらかにする。以下の叙述はそれぞれの時期ごとの輸銀の活動を分析する。Ⅲでは1973年対外援助法による途上国経済インフラ整備支援政策の転換のもとでの米国輸銀の融資政策の拡大をみる。Ⅳでは米国輸銀が1980年代に財政状態の悪化によって融資縮小を余儀なくされたことを分析し, Ⅴで1988年包括通商法 (Omnibus Trade Act of 1988) 以後競争力強化の観点から再び米国輸銀が与信拡大に向かったことと1990年代に行われた輸銀に関する諸改革とについて分析する。

下も参照されたい。榎孝邦「日本の経済協力の現状と課題」五十嵐武士編『日本のODAと国際秩序』日本国際問題研究所, 1990年, 112~114ページ。および神沢正典『世界経済と開発金融』ミネルツァ書房, 1994年, 205~207ページ。

II 米国輸銀の与信の意義と動向

1. 米国輸銀の与信の意義

米国輸銀の与信は途上国経済インフラ⁴⁾整備において次の2つの意義を持つ。まず米国政府は途上国経済インフラを途上国に進出する多国籍企業の生産活動にとって適合的な水準に整備することを課題にしている。経済インフラはプラントおよびプロジェクト建設を中心的構成要素とし、途上国は一般にこれらを先進国から輸入する⁵⁾。この際適切な輸入資金調達が必要であり、先進国は公的輸出信用等の公的資金支出を供与してこれに対処している⁶⁾。米国の場合この輸出信用供与を米国輸銀が行うが、経済インフラの早急な整備のために米国輸銀が与信活動を拡大することが求められる。これが第一の意義である。

第二に、プラント輸出・プロジェクト建設の主体はエンジニアリング資本・国際建設資本等の先進国プラント関連資本である。今日の国際プラント市場は途上国のプラント需要に支えられており、米国のプラント関連諸資本は途上国経済インフラ整備をめぐる激しく競争している⁷⁾ (表2を参照)。これら諸資

4) 経済インフラストラクチャとは社会資本を構成する一般的生産条件と共同消費条件のうち一般的生産条件をいう。社会資本の概念および構成要素については宮本憲一「社会資本論」有斐閣、1967年、改訂版1976年、を参照。また世界銀行は経済インフラを「長期的耐久構造物・機材・施設・およびそれらが提供するサービス」と規定し、その具体的対象として公益事業（電力、ガス、通信、給水等）、公共事業（大型ダム、灌漑水路の工事、道路）、その他の運輸セクター（鉄道、港湾等）をあげている（World Bank, *op. cit.*, p. 12. 邦訳、世界銀行、前掲書、11ページ）。

5) プラント輸出の定義は、「工場の建物および関連の生産機械・設備の設置など、工場総体を輸出することである」（秋山憲治「プラント貿易に関する基礎的考察」『法経論集（経済・経営編Ⅱ）』（愛知大学）第99号、1982年9月）。プラントを用途・形態別に見ると、インフラ関連プラントと工業関連プラントとに分類される。インフラ関連プラントは、発電プラント、電子交換プラント（通信プラント）、港湾施設、鉱山施設等で構成される（平川均「NIES—世界システムと開発」同文館、1992年）。

6) 平川 均、前掲書、114ページ。

7) 『プラント輸出年鑑1990』重化学工業通信社、1990年、20～27ページ。また、OECDは国際建設業の競争について1993年に報告を行っている（OECD, *Globalisation of Industrial Activities*, Paris, 1993, pp. 95-129.）。それによると、国際建設企業・エンジニアリング企業の活動する国際建設市場は上位25社で45%のシェアを占める。他方これら上位のエンジニアリング企業・国際建設企業は日本企業を除いて受注の大きな部分を海外に依存している。国際建設市場・国際プラント市場は、先進国の大エンジニアリング企業、大建設企業が激しく競争している。

表2 エンジニアリング産業・国際建設業の市場シェアおよび受注構造
 ① エンジニアリング資本・国際建設資本上位25社の
 国際市場シェア (単位:100万ドル, %)

企業名	国籍	海外受注額	国際市場シェア
Davy Corp.	英	3,519	4.4
Bechtel Group	米	3,315	4.2
M. W. Kellogg Corp.	米	2,296	2.9
Philipp Holtzman	西 独	1,942	2.4
Bouygues	仏	1,910	2.4
Dumetz	仏	1,731	2.2
SAE	仏	1,696	2.1
Foster Wheeler	米	1,608	2.0
Parsons Corp.	米	1,558	1.9
Fiatimpresit	伊	1,441	1.8
三菱重工業	日	1,355	1.7
熊谷組	日	1,237	1.5
Brown & Root	米	1,190	1.5
Lummus	米	1,152	1.4
George Wimpey	英	1,119	1.4
Saipem	伊	1,088	1.4
青木建設	日	1,063	1.3
Fluor	米	1,047	1.3
Spie Batignolles	仏	1,020	1.3
Bovis Intl.	英	975	1.2
Bilfinger & Berger	西 独	924	1.2
Kaiser Engineer	米	817	1.0
Hochtief	西 独	810	1.0
Joannou	キプロス	767	1.0
SGE Group	仏	765	1.0
総 計	25社	36,345	45.5

(注) 1987年。

(原出所) *Engineering News Record*.

(出所) OECD, *Globalization of Industrial Activities*, Paris, 1992, p. 100, より作成。

② エンジニアリング資本・国際建設資本上位20社の
受注における海外依存度

(単位：100万ドル，%)

順位	企業名	国籍	受注総額	海外受注額	海外依存度
1	Fluor	米	21,376.0	4,980.0	23.3
2	清水建設	日	19,165.0	1,279.0	6.7
3	Bechtel Group	米	18,339.9	11,630.3	63.4
4	大成建設	日	17,749.7	389.6	2.2
5	鹿島建設	日	17,683.7	1,029.2	5.8
6	竹中工務店	日	16,264.0	812.0	5.0
7	大林組	日	14,634.7	1,247.9	8.5
8	John Brown/Davy	英	14,334.0	8,844.0	61.7
9	M. W. Kellog Corp.	米	13,127.0	9,786.0	74.5
10	Parsons Corp.	米	13,100.0	5,000.0	38.2
11	Foster Wheeler	米	12,459.0	11,249.0	90.3
12	Brown & Root	米	12,051.0	7,904.7	65.6
13	Feada	仏	11,310.0	3,483.0	30.8
14	Philipp Holtzman	独	10,572.0	3,806.9	36.0
15	Morrison Knudsen Corp.	米	9,795.5	864.5	8.8
16	熊谷組	日	9,127.0	214.0	2.3
17	SEG Group	仏	8,627.0	3,642.0	42.2
18	フジタ	日	8,360.0	22.6	0.3
19	CRSS	米	7,860.0	3,310.0	42.1
20	三菱重工業	日	7,557.0	1,164.0	22.0

(注) 1991年。

(原出所) *Engineering News Record*.

(出所) 「現代産業の再構築」慶応大学経済学部，1994年，377ページより作成。

本にとって米国輸銀の譲許性⁸⁾の高い公的輸出信用等の公的資金支出は最大の競争手段になる。

経済インフラの中心的構成要素をなすインフラ関連プラントは、アメリカの輸出にとって無視できない比重を持つ。OECD統計によると、1985年、1990年にアメリカの一般プラント輸出額が輸出総額に占める割合はそれぞれ21%、

8) 公的な支持を受けた融資が金利・償還期限等の点で市中の一般的な融資より有利であることを指す概念。譲許性はOECDの開発援助委員会(DAC)が定めた国際基準(グラント・エレメント)によって測定される。

26%である。これは各年の自動車輸出額がしめる比率(11%, 9%)の2~3倍にあたる。また一般プラント輸出額に占める重電機器、通信機器等のインフラ関連プラントの輸出額の比率は、それぞれ31%, 32%と少なからぬ割合を占めている。さらに一般プラントから鉄道車両、航空機を除いたその他一般プラント(インフラ関連プラントに産業機械プラントを加える)の輸出先を見ると、途上国の占める比率は、それぞれ38%, 34%に達している⁹⁾。したがって米国輸銀の与信活動による経済インフラ整備支援はアメリカの輸出拡大の意味も兼ね備えている。

2. 米国輸銀の与信活動とその動向

米国輸銀は、(1)資本財輸出に対する公的輸出信用の供与、(2)短期(180日以下)・中期(181日以上5年以下)の貿易取引への民間銀行融資に対する保証、(3)貿易保険の付保という三つの業務を行っている。

第一に米国輸銀が供与する公的輸出信用とはアメリカからプラントなど資本財を購入する外国の買手に対する固定金利の融資供与である。米国輸銀は輸出品の価額の85%まで(1993年)を融資する。この融資は融資額1000万ドル超、または償還期限7年超の取引を対象にする。

第二に保証業務は、民間銀行および民間貿易金融株式会社(PEFCO)が外国の買手に対して融資を行った場合、その償還の保証を行う¹⁰⁾。米国輸銀は民間銀行の融資が受ける商業リスク・政治リスクなどほぼ全ての償還リスクをカバーし、外国買手が債務不履行を起こした場合に融資にかかわる元本全部と利子のほとんどを支払う。

9) 通産省「プラント輸出の現状と展望 1987年版」重化学工業通信社、248~256ページ。および「プラント輸出年鑑 1993年版」重化学工業通信社、358~370ページ。OECD統計の項目分類(STIC分類)では、一般プラントは、鉄道車両、航空機、その他一般プラントからなる。その他一般プラントは、原動機、農業機械、金属加工機械、繊維機械、産業機械、重電機器、送配電設備、通信機器、鉄構物からなる。

10) PEFCOは46の商業銀行、6つの製造業企業、1つの投資銀行によって所有された民間企業であり(1990年)、1970年4月に設立され、市中銀行融資(短期)と輸銀融資(長期)の間の中期融資を行う。

第三に保険業務は対外信用保険協会 (FCIA) を代理人として行われ、FCIAの引き受けた全ての政治的・商業的リスクを再保険する¹¹⁾。

米国輸銀は次の3つの財源によって資金調達している。第一は輸銀法に基づく資本金と準備金の毎年度の繰越し、第二は連邦信用銀行 (Federal Financing Bank, FFB) から四半期毎の市場金利による長期借入れ、第三は金利・手数料・返済元本からなる収益である。米国輸銀は歳出予算の割当を受けないが、輸銀の年度与信枠は歳出の扱いで毎年度議会で承認されなければならないが、また融資については返済がなされるにもかかわらず財政支出と見なされる。これが後述の融資縮小の原因になることを指摘しておこう。

表3は1970年以降の米国輸銀による与信の推移である。これを見ると1970年代以降の米国輸銀の与信活動は次の3つの時期に分けることができる。第一期は1971年の輸出拡大金融法の成立から1980年までであり、米国輸銀は大幅な与信拡大を行っている。この間に米国輸銀の与信規模は39億6,800万ドル (1970年) から126億900万ドル (1980年) へほぼ3倍に増大した。与信規模の拡大をもたらした最大の要因は融資額の増加である。

第二期は1981年から1987年までであり、米国輸銀の与信承諾規模は縮小した。それにより米国輸銀の与信承諾規模は1981年の125億8,400万ドルから1987年の86億2,650万ドルまで縮小し、1988年には64億2,750万ドルと、1981年のほぼ半分まで縮小した。この縮小は融資の縮小によるところが大きく、1981年に54億3,100万ドルであった融資規模は1987年に6億7,700万ドルとほぼ8分の1に縮小している。

第三期は1988年以後であり、米国政府の輸出競争力強化政策の下で米国輸銀の活動は再拡大している。この間に米国輸銀の与信承諾規模は1988年の64億2,750万ドルから1992年の123億3,770万ドルへほぼ倍増した。ただし、この間も融資承諾額は低迷しており、1992年の融資は8億1,650万ドルにとどまっている。

11) 米国輸銀は1992年の業務再編成にあたりFCIAを代理人とすることをやめ、米国輸銀自身が公的貿易保険を一手に引き受けるようになった。

表3 米国輸出入銀行業務実績(承諾ベース) (単位:100万ドル)

年度	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	T. Q.
融資	2,208.8	2,362.1	3,824.6	4,053.5	4,904.6	3,812.6	3,488.8	448.2
保証	612.5	1,419.6	1,743.4	1,988.0	1,593.6	1,573.5	1,661.2	272.3
保険	1,146.8	1,614.8	2,202.3	2,472.8	2,601.3	2,928.8	3,469.9	730.5
合計	3,968.1	5,396.5	7,230.3	8,514.3	9,099.5	8,314.9	8,619.9	1,451.0
年度	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
融資	1,220.6	3,424.6	4,474.9	4,577.8	5,430.9	3,516.3	844.9	1,465.0
保証	1,020.7	589.4	907.9	2,509.7	1,513.2	727.0	1,740.6	1,333.2
保険	3,358.3	3,362.4	4,108.4	5,521.7	5,910.0	5,104.7	6,783.7	5,817.6
合計	5,599.6	7,376.4	9,491.2	12,609.2	12,584.1	9,348.0	9,396.2	8,615.8
年度	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
融資	659.4	577.4	598.9	692.9	718.8	614.1	776.2	816.5
保証	1,320.1	1,127.9	1,505.5	601.0	1,292.2	3,332.7	6,034.2	7,301.0
保険	6,529.5	4,379.9	6,444.0	5,133.6	4,344.9	4,841.1	4,533.5	4,220.2
合計	8,509.0	6,085.2	8,626.5	6,427.5	6,355.9	8,787.9	11,363.9	12,337.7

(出所) USEXIM, *Annual Report*, various years, より作成。

そこで次節以降, それぞれの時期における米国輸銀の活動の内容を分析しよう。

III 1970年代の米国輸銀融資拡大

第一期(1971年～1980年)は積極的与信拡大期である。米国輸銀は1970年代を通じての米国貿易赤字の悪化の中で貿易収支改善のための機関として業務展開を行った。与信限度も1971年に135億ドルから200億ドルへ引き上げられたのに続いて1975年・1978年と輸銀法改正のたびに引き上げられ, 1978年に400億ドルの与信枠を保持するに至った。

この輸銀の与信拡大は融資の拡大を中心としていた。融資額増加はプラント輸出をめぐる先進国間の輸出信用競争のもとで米国輸銀が自国プラント関連資本の輸出活動にたいする支援を強めたことによる。1971年8月の輸出拡大金融法(Export Enhancement Act of 1971)は, 米国輸銀がアメリカの輸出業者に

対し外国の輸出者と十分競争しうる条件の融資を行うことを義務づけている。

続いて1978年改正輸銀法は他国のミックスト・クレジット（混合借款）などの「略奪的（predatory）」輸出信用慣行および輸出補助金制度の廃止をめざす国際交渉の実施を求めたが、同時に他の先進国がこのような輸出支持を行った場合米国輸銀が対抗的な条件で輸出支持措置を行うことができるとした¹²⁾。改正輸銀法に基づいて米国輸銀は積極的にマッチング政策（対抗的信用条件の提示）を行った。

1970年代の先進国の長期不況の下でアメリカは途上国プラント市場を巡って他の先進国とはげしく輸出競争を繰り広げていた。米国輸銀は米国プラント関連資本の競争優位を支えるために積極的な融資拡大を行ったのである。

IV 1980年代における米国輸銀融資の縮小

第二期（1981年～1987年）には米国輸銀の与信活動は全体として縮小している。与信活動の縮小の直接の要因は連年の業務収支の赤字に起因する財政状態の悪化であった。1982年以降輸銀の業務収支は赤字に転落し、収益計上年の収益積立である準備金を取り崩している（表4を参照）。

財政状態の悪化をもたらしたのは次の三つの事情である。第一は70年代末の各国の輸出信用競争の下で輸銀融資金利が逆鞘になったことである。1978年以降アメリカが高金利下にあったにもかかわらず米国輸銀は貸付金利を据置いて輸出支持にあたった。このためF F Bからの調達金利と米国輸銀の貸付金利との間に逆鞘が発生し、1980年3月には貸出金利と調達金利に相当するとされる長期金利（米国債10年もの利回り）との格差は最大で4%に達している。第二は80年代に入ると発展途上国の累積債務危機が発生したために保険・保証の執行・支払が急増したことである。第三にレーガン政権下の減税・軍拡政策のために米国連邦財政赤字が拡大し、財政支出と見なされる融資は財政赤字削減の

12) 高地康郎「米国輸出入銀行の最近における活動状況」『海外投資研究所報』第5巻第11号、1979年10月、73ページ。

表4 米国輸出入銀行の財政状態

(単位:100万ドル)

年 度	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986
払込済資本金	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
F F B 借入金	10,066.9	12,409.3	13,953.9	14,675.9	15,689.8	15,409.0	14,268.4
準 備 金	2,187.4	2,199.5	2,039.7	1,792.4	1,449.8	1,105.6	772.7
利 子 収 入	927.9	1,123.4	1,278.1	1,348.4	1,477.7	1,502.3	1,429.0
利 子 外 収 入	61.4	72.0	118.6	75.3	56.2	61.4	55.1
利 子 支 払	844.4	1,163.4	1,479.0	1,624.4	1,745.6	1,828.3	1,775.8
引 当 金							
行政費等その他支出	35.2	19.9	77.5	46.6	153.9	113.0	35.5
損 益	109.7	12.1	-159.8	-247.3	-342.6	-344.2	-332.9
年 度	1987	1988	1988re	1989	1990	1991	1992
払込済資本金	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
F F B 借入金	12,463.5	10,957.6	10,957.6	10,983.6	11,339.8	11,262.8	7,810.6
準 備 金	311.8	-116.4	-3,350.0	-4,564.4	-5,413.2	-7,450.7	-4,227.7
利 子 収 入	1,219.3	847.5	847.5	559.2	511.6	688.9	552.4
利 子 外 収 入	48.8	67.8	67.8	62.8	61.2	76.6	83.4
利 子 支 払	1,615.5	1,360.4	1,360.4	1,272.2	1,232.4	1,167.8	948.9
引 当 金			389.0	962.1	164.7	481.5	360.2
行政費等その他支出	-1.5	18.7	13.8	364.4	65.6	39.7	46.3
損 益	-460.9	-428.2	-847.9	-1,958.7	-889.9	-923.5	-716.6

(注) 1989年度より会計方針を変更している。「1988re」は、1988年度にも新会計方針を適用して計算したもの。

(出所) USEXIM, *Annual Report, various years*, より作成。

観点からも制約を受けることになった。

この状況のもとで1981年にドレーパー輸銀総裁は採算面および予算面の配慮をした後、融資縮小を内容とする新融資方針を発表した。新方針は1970年代の採算を度外視した融資を改めて案件ごとに融資の必要性をより慎重に考慮する、また途上国への民間資金動員の必要をも考慮して民間銀行融資の保証の拡大を行う、としていた¹³⁾。

13) 「米国輸出入銀行の融資条件改訂について」『海外投資研究所報』第7巻第8号, 1981年8月, 22-23ページ。

米国輸銀の健全な運営を要求する政府・米国輸銀サイドに対して、プラント関連資本とその要求を代弁する連邦議会は輸出競争力強化を望み融資縮小に反対した。1983年の輸銀法改正に際して、議会は関連業界の要求を改正法に盛り込み、米国輸銀が外国の輸出信用と完全に競争可能な融資を供与すること、輸銀がマッチングに対応しうる信用条件の融資をスムーズに供与すること、さらに他国が混合借款を使用した場合それに報復を行う目的の混合借款プログラムを輸銀が米国国際開発庁 (USAID) と協力して設定すること、等を定めた。

しかし改正法の規定にもかかわらず米国輸銀は採算重視・融資縮小を改めなかった。政府・米国輸銀とプラント関連資本・議会とは1986年度連邦政府予算案における米国輸銀の融資金廃提案をめぐって衝突した。同予算案は輸銀融資を廃止し、その代替措置として、民間銀行が供与する米国輸銀保証付き固定金利輸出信用に対して民間銀行の資金調達金利と輸出信用貸出金利との差を利子補給する制度 (Inter Matching Program) を提案していた。しかしプラント関連資本は民間銀行の融資だけでは融資量が限られアメリカの輸出競争力を低下させるとして反対した¹⁴⁾。結局融資廃止案はこの反対を反映した議会在野派が受け入れず廃案になった。

逆に米国輸銀と財務省とが協力して行う混合借款プログラムが「軍資金 (War Chest)」として1985年9月に導入され1987年から運用されている。これは1983年の改正輸銀法が盛り込んでいた対抗措置目的の混合借款が実現したものである。

V 輸銀与信再拡大と財政改革

1. 輸銀保証拡大とプラント産業の融資拡大要求

第三期 (1988年～92年) には米国輸銀の与信承諾規模は1988年の64億2,750万ドルから1992年の123億3,770万ドルへとほぼ倍増した。米国輸銀の与信が再

14) 高地康郎「米国輸出入銀行の最近における活動状況」『海外投資研究所報』第11巻第12号、1985年12月、36ページ。

び拡大した理由は米国政府が輸出競争力強化政策を取ったためである。

1988年の包括通商法 (Omnibus Trade Act of 1988) は米国輸銀に主要国のタイド・エイド・クレジット (紐付援助信用) に関する報告を議会へ行うことを義務づけた。1989年5月に米国輸銀はアメリカが他国のタイド・エイド・クレジットのために年間4～8億ドルの市場を失っているという報告を議会へ行っている¹⁵⁾。これを受けて米国議会は開発援助資金をアメリカの輸出競争力強化手段として使うことを承認し、1990年5月に米国輸銀はUSAIDとの間に混合借款目的の基金5億ドルを設定し1990年にフィリピンへ、1991年にパキスタン、インドネシア、タイへ向けて混合借款を供与した¹⁶⁾。

ただし第3期の与信規模の拡大は主として民間銀行の中長期輸出信用に対する保証の拡大によるものであり、米国輸銀は融資承諾を低い水準に抑制している。

保証は1988年の6億100万ドルから1992年の73億100万ドルへと12倍になっている。この拡大は第一に途上国インフラ需要の拡大など国際プラント市場が回復したこと (表5を参照)、第二に米国長期金利が相対的に低下した下で民間銀行が輸出信用を供与する条件を回復したこと、第三にOECD輸出信用アレンジメントによる国際規制が整備され民間銀行が輸出信用の供与条件における破壊的競争を強いられなくなったためであった¹⁷⁾。

米国輸銀が融資額の拡大に消極的な理由は融資が公的資金支出とみなされるためである。公的資金支出を抑制しようとする輸銀の態度は「軍資金」の運用にも現れている。「軍資金」は他国のタイド・エイド・クレジットに報復する目的で1987年から運用され、アジアおよび北アフリカのインフラ事業に向けて

15) USEXIM, *Export-Import Bank Report to Congress on Tied Aid Credit Practices*, Washington, USGPO, 1989.

16) US General Accounting Office (USGAO), *Export Finance: The Role of the U.S. Export Import Bank*, Washington, D. C., 1992, pp. 46-49.

17) *Engineering News Record*, McGraw-Hill, various issues. 【プラント輸出年鑑】1990年～1994年版、重化学工業通信社。

表5 世界のプラント市場別動向 上段：需要額(億ドル) 下段：構成比(%)

	中近東	アジア	アフリカ	中南米	北米	欧州	合計
1985	216 26.5	178 21.8	153 18.8	66 8.1	102 12.5	100 12.3	816 100.0
*1986	161 21.8	173 23.4	131 17.7	52 7.0	104 14.0	119 16.1	739 100.0
1987	134 18.1	155 21.0	90 12.2	74 10.0	115 15.5	172 23.2	739 100.0
1988	174 18.5	205 21.8	101 10.7	75 8.0	192 20.4	194 20.6	911 100.0
1989	178 15.8	245 21.8	143 12.7	76 6.7	227 20.2	254 22.6	1126 100.0
1990	199 16.5	271 22.5	152 12.6	58 4.8	217 18.0	305 25.3	1,203 100.0
1991	293 19.3	345 22.7	217 14.3	147 9.7	190 12.5	328 21.6	1,520 100.0
1992	281 19.2	426 29.1	145 9.9	137 9.4	131 8.9	344 23.5	1,465 100.0

(注) 対象は、プラントおよび土木建設プロジェクトで契約者が海外で受注したもの。

(原出所) 「ENRトップ225インターナショナル・コントラクター海外受注高」より作成。
(Engineering News Record 1992, August 24.)

(出所) 「プラント輸出年鑑 1994年版」重化学工業通信社、8ページ。

集中的に使用されている¹⁸⁾。しかし米国輸銀は「軍資金」の運用をごく限定的に行い、毎年度の予算授權枠1億5,000万ドルを使い切ったのは1991年度だけ(1億4,500万ドルを拠出)であった(表6を参照)。米国輸銀と財務省はタイド・エイドの使用は発展途上国への資金配分を高所得国および資本集約的なインフラ事業へ歪曲させると主張している¹⁹⁾。

米国輸銀と財務省は保証業務を通じて自国プラント輸出の拡大を促進しようとしているのに対して、プラント関連資本は米国輸銀の積極的な融資の拡大を

18) USGAO, *op. cit.*, p. 6.

19) *Ibid.*, p. 47.

表6 War Chestの運用実績

(単位:100万ドル)

年度	仕向国	プロジェクト	輸出価額	War Chest	USAID の贈与
1987	ガボン ガボン ブラジル ブラジル インド タイ	衛星通信地上局	21.2	5.3	
		セルラー電話システム	8.5	2.1	
		医療施設	35.0	8.7	
		空港管制機器	52.6	13.2	
		ガス・タービン	27.0	8.8	
		資本財	100.0	40.0	
小計			244.3	78.1	
1988	ヨルダン アルジェリア	発電機	18.3	5.5	
		通信施設	16.0	2.1	
小計			34.3	7.6	
1989	(なし)		0.0	0.0	
1990	中華人民共和国 ウルグアイ モロッコ フィリピン	地下鉄工事プロジェクト	23.2	10.4	
		電力プロジェクト	55.2	19.3	
		航空管制装置	24.7	9.9	
		タイド・エイド・ライン ¹⁾	125.0	13.8	30.0
		小計		228.1	53.4
1991	インドネシア タイ パキスタン バプア・ニューギニア バプア・ニューギニア インドネシア モーリシャス パキスタン パキスタン	タイド・エイド・ライン ²⁾	127.7	56.2	
		タイド・エイド・ライン ³⁾	127.7	43.7	
		タイド・エイド・ライン ⁴⁾	135.0		46.0
		衛星通信地上局	3.1	1.1	
		衛生関連施設	13.5	4.7	
		通信施設	60.0	17.0	12.0
		建設機械	5.0	1.8	
		デジタル式交換機	45.0	15.8	
		衛生関連施設	15.0	5.2	
小計		532.0	145.5		
1992	チュニジア	航空管制装置	12.3	5.1	
小計			12.3	5.1	
総計			1,051.0	298.7	88.0

(注) 1) 資本財輸入一般。

2) および3) 通信・建設・電力・運輸関係の資本財輸入。

4) 通信施設。

(出所) GAO, *Export Finance, The Role of the Export-Import Bank*, 1992, pp. 48-49, より作成。

求めており、「軍資金」にたいしてもその運用が限定的であるためアメリカの競争力強化に役立たないとしている²⁰⁾。米国会計検査院 (GAO) のレポートによればアメリカの輸出業者は米国政府が開発援助資金を採算性のとれるキャピタル・プロジェクトに投下することを求めており、その際にインフラ・セクターに重点を置くべきであるとしている。すなわちアメリカが途上国のインフラ・セクターに機材を供給できればアメリカは機材の交換、部品の交換、サービス面で途上国から追加的な需要が得られる、というのである²¹⁾。

このように米国輸銀による融資供与が限界づけられる下で、輸銀の与信活動は途上国経済インフラ市場での競争優位の実現をめざす米国プラント関連資本の要求と衝突しながら展開している。

2. 米国輸銀の財政改革

この事態に対して米国政府は米国輸銀の財政破綻を処理し、かつ効果的な輸出支持を行う体制の整備を進めている。具体的にはそれは1990年連邦信用改革法下の財政改革と1992年輸出強化法による連邦輸出支持プログラムの再編として現れている。

まず財政改革について見よう。米国輸銀の業務収支の赤字は1992年まで改善されず、1988年には米国輸銀は準備金をすべて取り崩して累積赤字を発生させ、1991年には資本金を除いた米国輸銀の累積赤字は74億5,070万ドルに達していた。

輸銀の財政破綻は、調達金利と貸出金利との間に逆鞘が発生したことと、与信事故による融資損失および保証・保険支払の増大とを二大要因としていた。これに対応して、米国輸銀は1992年度から1990年連邦信用改革法 (The Federal Credit Reform Act of 1990) の適用を受け、以下の二つの措置を取った。

第一は金利逆鞘から生じた米国輸銀の累積債務に対して歳出予算を充当し、

20) *Ibid.*

21) *Ibid.*, p. 46.

これを償却することである。1992年度にはこの措置のもとで、1991年10月1日以前の与信に関連するコストで1992年度中に満期になる連邦信用銀行（FFB）からの借入金に対し、歳出予算32億9450万ドルが支出された。

第二に米国輸銀は1992年度以降の与信内容について議会の管理を受け重大な与信事故による損失の増大を回避する措置を取った。

連邦信用改革法は連邦信用プログラムから生ずるコスト（与信リスクおよびプログラム運営に必要な行政費）を予め算定すること、プログラムに対する予算支出が算定コストを内包すること、与信事故が生じた場合に受信者に対する支払が支出された予算の枠内で行うことを定めている。米国輸銀の与信について見ると、まず米国議会が与信に先立って与信案件についてコスト推計を行う。議会が推計コストをカバーした歳出予算を承認した時に、米国輸銀ははじめて与信枠を定めることができる。

例えば同じ1億ドルが予算授權枠として認められたとしてもハイ・リスクな国には2億ドルまでしか与信できない。これに対してロー・リスクな国には10億ドルまで与信できる²²⁾。1992年度について見るとこのコスト補填分として6億4100万ドルが歳出された。

以上の2つの措置によって米国輸銀の累積債務は1991年度の74億5070万ドルから1992年度の42億7770万ドルまで減少した²³⁾。同措置は米国輸銀を財政破綻から救済し積極的融資政策の遂行を制約する要因を除去した。

ただし連邦信用改革法は1980年代末のS & L（貯蓄貸付組合）の救済を主目的とした法律であり、同法の下で米国輸銀のとった措置は直接に輸出支持を拡大するための措置ではなかった。GAOのレポートは米国輸銀の諸措置が輸銀プログラムの発動において輸出者の需要をより直接反映する仕組みを持っていない、と批判している²⁴⁾。また同措置はハイ・リスクの与信に規制をかけたた

22) *Ibid.*, p. 50.

23) U. S. EXIM, *Annual Report*, 1992, pp. 28-30.

24) USGAO, *op. cit.*, p. 52.

めにこの措置が輸出者の輸出支持要求に対して制限になる場合も考えられる。

3. 輸出促進措置の強化と米国外輸銀

そこで米国政府は1992年輸出強化法 (Export Enhancement Act of 1992) によって連邦輸出支持プログラム全体を効果的な輸出支持が行えるように再編し、その再編されたプログラムの中で米国外輸銀が中心的な役割を果たすようにした。同法は貿易促進調整委員会 (Trade Promotion Coordinating Committee, TPCC) を設置すること、これを通じて政府内の輸出促進措置の重複・空隙を除去し、統制のとれた措置が取られるようにすることを定めている。米国外輸銀は米国政府による輸出支持目的の融資・保証・保険の52% (1991年度, GAO 推計) を提供しており、同法はこの点で米国外輸銀がTPCC内で中心的役割を果たすことを求め、輸銀が年次報告でTPCC内での活動について述べるよう定めた²⁵⁾。

また同法は他国政府がタイト・エイドを供与した場合、米国外輸銀が主たる産業部門・主たる市場に関する民間部門の意見を徴集することを義務づけている²⁶⁾。

以上のように米国外輸銀は1990年代の一連の改革によって融資政策を制約する財政破綻を処理し、輸出支持を効果的に行うための諸制度を整備しつつある。しかしこれらの諸改革はいまだ緒についたところであり、その効果を確定するためには尚早といえよう。

VI おわりに

米国外輸銀は1980年代を通じて融資による輸出支持が限界づけられていた。これに対しアメリカは自国の輸出支持措置を拡大するのではなく、他の先進国の譲許的な公的資金支出を抑制して他国の輸出競争力を削ぐことで米国企業の競

25) *Ibid.*, pp. 58-59.

26) *Ibid.*, p. 52.

争力を確保しようとした。アメリカはこれを輸出信用の国際的規制であるOECD輸出信用アレンジメントの強化を通じて達成しようとし、同政策を1980年代のプラント輸出促進の中心政策としていたのである。これは政府開発援助を含めた途上国向け公的資金支出全体を輸出信用規制下に置くことを内容とする。これを次稿で述べることとする。